

介護保険料、月4000円に

2006年3月議会へ提案

介護保険料試算表(平成18年度～平成20年度)
平成18年度 (保険料は単位:円)

所得段階	基準額に対する割合	年額保険料	月額保険料	
第1段階	0.50	24,000	2,000	
第2段階	0.50	24,000	2,000	
第3段階	0.75	36,000	3,000	
第4段階	激変緩和1	0.66	31,680	2,640
	激変緩和2	0.66	31,680	2,640
	激変緩和3	0.83	39,840	3,320
	第4段階	1.00	48,000	4,000
第5段階	激変緩和1	0.75	36,000	3,000
	激変緩和2	0.75	36,000	3,000
	激変緩和3	0.91	43,680	3,640
	激変緩和4	1.08	51,840	4,320
	第5段階	1.25	60,000	5,000
第6段階	1.50	72,000	6,000	

平成19年度 (保険料は単位:円)

所得段階	基準額に対する割合	年額保険料	月額保険料	
第1段階	0.50	24,000	2,000	
第2段階	0.50	24,000	2,000	
第3段階	0.75	36,000	3,000	
第4段階	激変緩和1	0.83	39,840	3,320
	激変緩和2	0.83	39,840	3,320
	激変緩和3	0.91	43,680	3,640
	第4段階	1.00	48,000	4,000
第5段階	激変緩和1	1.00	48,000	4,000
	激変緩和2	1.00	48,000	4,000
	激変緩和3	1.08	51,840	4,320
	激変緩和4	1.16	55,680	4,640
	第5段階	1.25	60,000	5,000
第6段階	1.50	72,000	6,000	

平成20年度 *平成20年度は激変緩和措置終了

所得段階	基準額に対する割合	年額保険料	月額保険料
第1段階	0.50	24,000	2,000
第2段階	0.50	24,000	2,000
第3段階	0.75	36,000	3,000
第4段階	1.00	48,000	4,000
第5段階	1.25	60,000	5,000
第6段階	1.50	72,000	6,000

伊賀市議会に定例会(三月議会)二日開会しました。約四百四十五億七千八百三十三万円の一般会計当初予算、総額約二百八十九億八千五百十六万特別会計十議案など七十三議案が提案されました。

今回、初めて導入された代表質問には四会派が質問(持ち時間は当局の回答を含めて一人六十分)。一般質問は二十三人の議員が質問します。森永勝二議員は十一番目です。

森永議員十一番目に質問

伊賀市定例会市議会が開会

三月二日(三月二十三日)

伊賀民報

伊賀民報
No. 10
上野宿居町3315
電話21-2754
責任者森永勝二

伊賀市議会(定例会)予定表

日	曜	会	議
2	木	本会議	10.(開会、上程、付託)
3	金	休会	正午・質問通告締切り
4	土	休会	
5	日	休会	
6	月	休会	
7	火	本会議	10.(代表質問)
8	水	休会	
9	木	本会議	10.(一般質問)
10	金	本会議	10.(一般質問)
11	土	休会	
12	日	休会	
13	月	本会議	10.(一般質問)
14	火	予算特別委員会	10.
15	水	予算特別委員会	10.
16	木	休会	
17	金	各常任委員会	10.
18	土	休会	
19	日	休会	
20	月	各常任委員会	10.
21	火	休会	
22	水	休会	
23	木	本会議	10.(採決、閉会)

森永勝二議員の質問は

- ①「国民保護計画」について
- ②諏訪の養鶏場建設について
- ③川上タムの建設について
- ④バス運行について

ぜひ、傍聴してください。



居住費・食費が自費 市独自の 軽減を

Q ホテルコスト(居住費・食費)ですが市町村民税課税世帯の人が特別養護老人ホームを利用するときには、多床室でも月に八万一千円(内訳は一割負担が二万九千円、居住費が一万円、食費が四万二千円)かかります。現在に比べて二万五千元、従来型の個室ならば四万八千円もの大幅な値上げになってきます。

特にデイサービス、デイケアの食費については、低所得者向けの補足給付の仕組みが不足しているため、市による独自の軽減が必要です。どうされますか。

A 現時点では退所、入所取消しや、ショートステイ、通所サービスの利用を控えると言った事例は聞いておりません。また、施設における減収面については、一施設百万近くの減収になっているところですが、また、デイサービスを利用される低所得者の場合は、食費については他の在宅サービスを利用する方との公平性から収入に依じた軽減制度はありませんが、社会福祉法人が実施する減免などから低所得者対策がなされていることから伊賀市独自の減免制度は考えておりません。

極めて不十分なながらも低所得者に対する対策を設けています。その中心が市町村民税非課税世帯の人を対象とした補足給付、特定入所者介護サービス費です。しかし、利用者本人の申請がこの場合必要です。補足給付の対象となる人全員が実際に給付を受けられるようにするためには、自治体の役割が非常に重要であります。どうされましたか。

A 所得の低い方には施設等の利用が困難とならないよう所得に応じた負担限度額が設定されています。その対象に該当される方には、「介護保険負担限度額認定書」を発送しました。事業者には八月に制度説明会と文書においても協力依頼を行っています。

平成十七年十月末時点で、負担限度額認定書をお渡しした方のうち第二段階の方(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者)が百八十四人、新第二段階(収入額が八十万円以下)千四百二十一人、新第三段階の人(収入額が八十万円超え二百六十六万円以下)が八百二十六人で合計二千四百三十一人となっております。

【二月一般質問から】



森永勝二のホームページを自前で開きました。内容充実のためご協力下さい。

アドレスは <http://homepage3.nifty.com/morinaga/>

